

三重県警察音楽隊の運営に関する訓令を次のように定める。

昭和54年12月1日

三重県警察本部長 若田 未人

三重県警察音楽隊の運営に関する訓令

改正 昭57県本部訓令第8号、昭62第10号、平7第6号、平8第16号、平18第4号  
(趣旨)

第1条 この訓令は、三重県警察音楽隊(以下「音楽隊」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(音楽隊の設置)

第2条 三重県警察本部警務部広聴広報課(以下「広聴広報課」という。)に音楽隊を置く。

(音楽隊の任務)

第3条 音楽隊は、音楽演奏を通じて県民と警察との融和を図り、警察に対する県民の理解と関心を深め、もって警察活動の効果的な推進に寄与するとともに警察職員の士気の高揚と情操の  
かん養に資することを任務とする。

(音楽隊の組織)

第4条 音楽隊は、三重県警察の職員(以下「職員」という。)をもって組織する。

(音楽隊の編成等)

第5条 音楽隊は、隊長、副隊長、楽長、副楽長及び一般隊員をもって編成する。

2 隊長等の指名は、次によるものとする。

- (1) 隊長は広聴広報課広報室長を、副隊長は広聴広報課広報担当課長補佐をもって充てる。
- (2) 楽長及び副楽長は、一般隊員(以下「隊員」という。)のなかから三重県警察本部警務部  
広聴広報課長(以下「広聴広報課長」という。)が適任と認める者を指名する。
- (3) 隊員は、職員のなかから適格性を有する者を広聴広報課長が選考し、三重県警察本部長(以  
下「本部長」という。)が指名する。

(隊長等の任務)

第6条 隊長等の任務は、次のとおりとする。

- (1) 隊長は、音楽隊の隊務を総括し、隊員の指揮監督及び音楽隊の円滑な運営に当たるものとする。
- (2) 副隊長は、隊長を補佐し、隊務の調整を図るとともに隊長不在のときはその職務を代行する。
- (3) 楽長は、上司の命を受け、演奏及び演奏訓練の指揮指導に当たるとともにその他の隊務を

処理する。

- (4) 副楽長は、上司の命を受け、楽長の職務を補佐する。
- (5) 隊員は、上司の命を受け、演奏その他隊務に従事する。

( 隊員の遵守事項 )

第7条 隊員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 音楽隊の任務を自覚し、常に積極的な奉仕観念と熱意をもって活動に当たること。
- (2) 規律と品位を保持し、音楽隊の名誉と信用を汚さないこと。
- (3) 隊員相互の融和を図り、一致団結すること。
- (4) 常に創意をこらし、技術の練磨に努めること。
- (5) 健康管理に十分留意すること。

( 派遣演奏の基準 )

第8条 音楽隊の派遣演奏の基準は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 警察の主催する儀式及び諸行事で必要と認められるもの。
- (2) 公共団体等の主催する行事で警察と県民の融和促進に効果があると認められるもの。
- (3) その他派遣演奏することが適当と認められるもの。

( 派遣演奏の手続き )

第9条 三重県警察本部の課長、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、機動隊長、運転免許センター長、科学捜査研究所長及び警察学校長並びに警察署長（以下「所属長」という。）は、音楽隊の派遣を要請するときは、三重県警察音楽隊派遣要請書（様式第1。以下「要請書」という。）により、広聴広報課長を経て本部長の承認を受けるとし、部外から派遣の要請を受けたときは、要請書により申請を受理し、所属長意見を付して広聴広報課長あて提出するものとする。

- 2 本部長は、前項の要請があった場合において、その内容が前条に適合し、かつ、警察責務の遂行及び音楽隊の運営に支障を生ずるおそれがないと認めるときは、これを承認し、要請のあった所属長に通知するとともに、音楽隊の派遣演奏を命ずるものとする。

( 訓練 )

第10条 演奏技術の向上を図るため定例的に一般訓練と随時に特別訓練を実施する。

- 2 一般訓練は、毎週指定する日に行い、特別訓練は、特別に必要なときに行う。
- 3 前項の訓練は、本部長がこれを指定する。

( 所属長の協力義務 )

第11条 所属長は、音楽隊の運営に積極的に協力するものとする。

- 2 所属長は、派遣演奏及び訓練に当該所属の隊員を出席させるものとする。ただし、隊員の病気その他やむを得ない理由が生じたときは、その理由を広聴広報課長に通知して、欠席させることができる。

( 楽器の管理 )

第12条 楽長、副楽長及び隊員は、音楽隊の楽器の使用、保管及び管理について三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）の定めるところによるほか、次の各号により適正に行わなければならない。

- (1) 楽器は、汚損、亡失又は盗難にかかることがないように取扱いに細心の注意を払うこと。
- (2) 楽器は、常に良好な状態で使用することができるよう整備を怠らないこと。
- (3) 楽器は、音楽隊の派遣演奏又は訓練のために持出すときのほかは、所定の場所に保管しなければならない。ただし、隊長の許可を受けたときは、この限りでない。

2 楽長は、楽器の汚損、亡失、盗難等があったときは、速やかにその状況を隊長を経て広聴広報課長に報告するものとする。

（音楽演奏服の着用）

第13条 公開の演奏活動に従事する隊員は、別に定める音楽演奏服を着用するものとする。

（派遣演奏及び訓練計画）

第14条 毎月の派遣演奏及び訓練計画は、前月の15日までに策定し、関係所属長に示すものとする。

（広聴広報課長の責務）

第15条 広聴広報課長は、音楽隊の活動が効果的に行われるよう音楽隊の適正な管理運営に努めなければならない。

（備付け簿冊）

第16条 広聴広報課に次の各号に掲げる簿冊を備付け、必要事項を記録するものとする。

- (1) 音楽隊沿革誌（様式第2）
- (2) 音楽隊員名簿（様式第3）
- (3) 楽器及び付属品台帳（様式第4）
- (4) 楽譜台帳（様式第5）
- (5) 音楽隊訓練日誌（様式第6）
- (6) 演奏記録簿（様式第7）

附 則

この訓令は、昭和54年12月1日から施行する。

附 則 〔昭和57年4月6日 三重県警察本部訓令第8号〕

この訓令は、公布の日から施行し、昭和57年3月11日から適用する。

附 則 〔昭和62年11月20日 三重県警察本部訓令第10号〕

この訓令は、昭和62年11月20日から施行する。

附 則 〔平成7年3月31日 三重県警察本部訓令第6号〕

（施行期日）

1 この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令施行の際現に三重県警察本部訓令の規定に基づき作成されている用紙は、この訓令の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 〔平成 8 年 1 1 月 1 日 三重県警察本部訓令第 1 6 号〕

( 施行期日 )

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この訓令施行の際に現に三重県警察本部訓令の規定に基づき作成されている用紙は、この訓令の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 〔平成 1 8 年 2 月 2 1 日 三重県警察本部訓令第 4 号〕

この訓令は、公布の日から施行する。

様式 ( 略 )